

表1 給食施設の種類

区分	該当施設	根拠法令等
1.学校 (公立・私立)	公立学校・公立幼稚園・私立学校・私立幼稚園・幼稚園型認定こども園・各種学校	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合)
2.病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
3.介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
4.介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
5.老人福祉施設	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・老人短期入所施設 老人介護支援センター・老人福祉センター・軽費老人ホーム・養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する施設
6.児童福祉施設	認可保育所・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・福祉型障害児入所施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園	児童福祉法第7条に規定する施設、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合を除く)
7.社会福祉施設	救護施設・婦人保護施設・障害者支援施設等	生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
8.事業所	事業所	労働基準法別表1に規定する事業所
9.寄宿舍	学生又は労働者の寄宿施設	
10.矯正施設	刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)並びに少年院法第4条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
11.自衛隊	自衛隊	—
12.一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を供給している施設	—
13.その他	警察学校・認証保育所・認可外保育所・地域型保育事業・有料老人ホーム等	上記のどれにも含まれない施設